学校感染症による出席停止の手続きについて

学校保健安全法に定められている「学校において予防すべき感染症(学校感染症)」はこの限りではありませんが、高校生に見られる主な感染症を記載しています。

	学校感染症	出席停止期間	手続きに必要な書類
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで (最短6日目から登校可)	(1)学校感染症による欠席届① (インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症用) (2)添付書類 (診療・調剤明細書、検査結果等)
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで (最短6日目から登校可)	(1)学校感染症による欠席届① (インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症用)
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹 が発現した後5日を経過し、かつ 全身状態が良好になるまで	
	風疹	発疹が消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)	全ての発疹がかさぶたになるま で	
	咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、咽頭炎、結膜炎等の主要症 状が消退した後2日を経過する まで	(1)学校感染症による欠席届②(その他:インフルエンザ・新型コロナ感染症以
第三種	流行性角結膜炎	医師において感染のおそれがな いと認められるまで	(2) 尚林成為左に明子で計中書
	感染性胃腸炎	下痢・嘔吐が軽減した後、全身状	(2)学校感染症に関する証明書 (または医師による診断書)
	(ノロウイルス、ロタウイルス、アデ ノウイルス等)	態の良い者は登校可	
	マイコプラズマ感染症	症状が改善し全身状態の良い者 は登校可	
	溶連菌感染症	抗菌薬療法開始後24時間以降、 登校可(定められた期間は内服を 継続すること)	
	手足口病	本人の全身状態が安定している 場合は登校可	

- ※第二種・・・空気感染又は飛沫感染をするもので、児童生徒等の罹患が多く学校において流行を広げる 可能性が高い感染症。出席停止の期間は感染症ごとに定められています。
- ※第三種・・・感染拡大を防ぐために必要があるときに限り学校医(医師)の意見を聞き、緊急的に措置を とることができる感染症。必ずしも出席停止を行うべきというものではありません。

【インフルエンザによる出席停止の手続きの流れ】

- I 欠席される場合は、必ず スタディサプリ・電話で欠席連絡をしてください。
- 2 医療機関を受診しインフルエンザと診断されたら、早急にスタディサプリ・電話で再度学校に 連絡してください。医師の指示に従い、出席停止の期間は登校しないでください.
- 3 登校の際には、下記の2種類の書類を**登校した日のSHRで担任まで**提出してください。
 - (I) 学校校感染症による欠席届① (インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症用)
 - (2) アーオのいずれかの書類を添付(本人の氏名が記載されているもの)
 - ア. 薬剤情報提供書(処方された薬の説明書)
 - イ. 調剤明細書(薬局で領収書と一緒に受け取る調剤の内容が記載された用紙)
 - ウ. 診療明細書(病院で領収書と一緒に受け取る診療の内容が記載された用紙)
 - エ. インフルエンザ検査結果報告書
 - (オ. 学校様式の「学校感染症に関する証明書」または医師による診断書)
 - ※ 学校様式の「学校感染症に関する証明書」は、医療機関によっては有料となる場合があります。
 - ※主治医より出席停止期間の基準より早い時期に登校可能と指示された場合は、必ずオの 書類を提出してください。

【新型コロナウイルス感染症による出席停止の手続きの流れ】

- 1 欠席される場合は、必ず スタディサプリ・電話で欠席連絡をしてください。医療機関を受診し新型コロナウイルス感染症と診断されたら、早急にスタディサプリ・電話で再度、学校に連絡してください。医師の指示に従い、出席停止の期間は登校しないでください。
- 2 登校の際には、**学校感染症による欠席届①** (インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症用)を**登校した日の SHR で担任まで**提出してください。

【その他の感染症による出席停止の手続きの流れ】

- 1 欠席される場合は、必ず スタディサプリ・電話で欠席連絡をしてください。
 医療機関を受診し学校感染症に該当する感染症と診断されたら、主治医に「登校の可否」を確認いただき、早急にスタディサプリ・電話で再度、学校に連絡してください。登校不可の指示があった場合は医師の指示に従い、出席停止の期間は登校しないでください。
- 2登校の際には、下記の2種類の書類を登校した日のSHRで担任まで提出してください。
 - (1) 学校感染症による欠席届② (その他:インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外)
 - (2) 学校感染症に関する証明書(または医師による診断書)